第八十三条　税関協力及び情報の交換

1　両締約国は、それぞれの税関当局の利用可能な資源の範囲内で、税関手続の分野において相互に協力し、及び情報を交換する。その協力及び情報の交換には、相互行政支援及び技術援助を含む。

2　1の規定に基づく協力及び情報の交換は、実施取極で定めるところによって実施される。

3　第七条1の規定は、この条の規定に基づく情報の交換については、適用しない。

第八十四条　罰則

この章の規定の適用上、各締約国は、自国の関税法令の違反に対する適当な制裁その他の措置を採用し、又は維持する。

第八十五条　税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討すること。

(b)　この章の規定に関連する分野であって、両締約国間の貿易を円滑化するために改善されるべきものを特定すること。

(c)　委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　両締約国間に生ずる意見の相違を解決するため、関税分類に関する問題について協議すること。

注釈　当該問題がこの(d)に規定する協議において解決されない場合には、当該問題は、関税協力理事会の統一システム委員会に付託されるものとする。

(e)　委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第五章　衛生植物検疫措置

第八十六条　適用範囲

この章の規定は、両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性がある両締約国の全ての衛生植物検疫措置であって、世界貿易機関設立協定附属書一A衛生植物検疫措置の適用に関する協定（以下「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」という。）に基づくものについて適用する。

第八十七条　権利及び義務の再確認

両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再確認する。

第八十八条　照会所

一方の締約国は、衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの全ての妥当な照会に応ずることができ、及び適当な場合には関連する情報を提供することができる照会所を指定する。

第八十九条　衛生植物検疫措置に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに衛生植物検疫措置に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討すること。

(b)　各締約国の衛生植物検疫措置（行政手続を含む。）についての相互理解を向上させるため、両締約国における衛生植物検疫に係る事件の発生、両締約国の衛生植物検疫に関する規制及び基準の変更又は導入その他の事項（両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性があるものに限る。）について情報を交換すること。

(c)　一方の締約国によって認められた衛生植物検疫に関する潜在的な危険についての情報を他方の締約国に通報すること。

(d)　衛生植物検疫措置の適用から生ずることがある両締約国間の特定の問題を明らかにし、及び当該問題に取り組むため、科学に立脚した技術的な協議を行うこと。

(e)　衛生植物検疫措置に関する国際的な場における両締約国間の協同の努力について協議すること。

(f)　各締約国の予算上の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とした衛生植物検疫措置に関する両締約国間の技術的な協力（能力の開発、技術援助及び専門家の交流を含む。）について討議すること。

(g)　委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、討議される問題に関連する必要な専門知識を有する両締約国政府の職員から成る。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

5　この条の規定の適用上、小委員会は、次のものによって調整される。

(a)　日本国については、外務省又はその後継機関

(b)　ペルーについては、通商観光省又はその後継機関

第六章　強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第九十条　適用範囲

1　この章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易の技術的障害に関する協定（以下「貿易の技術的障害に関する協定」という。）に定義する強制規格、任意規格及び適合性評価手続であって、両締約国間の物品の貿易に影響を及ぼす可能性があるものについて適用する。

2　この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　政府機関が自らの生産又は消費の必要上作成する購入仕様

(b)　衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Aに定義する衛生植物検疫措置

第九十一条　目的

この章の目的は、次のとおりとする。

(a)　貿易の技術的障害に関する協定の実施の改善を通じ、両締約国間の貿易を増大し、及び促進すること。

(b)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続が貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保すること。

(c)　両締約国間の協力を促進すること。

第九十二条　定義

この章の規定の適用上、貿易の技術的障害に関する協定附属書一に定める用語及び定義を適用する。

第九十三条　権利及び義務の再確認

両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する権利及び義務を再確認する。

第九十四条　国際標準

1　各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定2.4及び5.4の規定が定める範囲内で、関連する国際規格及び指針又は勧告を自国の強制規格及び適合性評価手続の基礎として用いる。

2　一方の締約国は、国際標準化の活動において、自国の国内標準化機関が他方の締約国の関連する国内標準化機関と協力するよう奨励する。その協力は、両締約国が構成員である地域標準化機関又は国際標準化機関において行うことができる。

第九十五条　強制規格

1　一方の締約国は、他方の締約国の強制規格が自国の強制規格と異なる場合であっても、他方の締約国の強制規格を同等なものとして受け入れることに積極的な考慮を払う。ただし、他方の締約国の強制規格が一方の締約国の強制規格の目的を十分に達成することを一方の締約国が認めることを条件とする。